平成２６年（フ）第２０８号
兵庫県姫路市香寺町香呂400番地　丸福団地118号119号
債務者　大垣　厚司
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　竜一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月17日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第７号
愛媛県松山市針田町150番地10　四季の杜ミモザ館201号
債務者　河中　速人
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　正人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月23日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１２４号
山梨県甲府市住吉３丁目16番25号
債務者　半田　　孟
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八巻佐知子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月10日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２８８号
北九州市小倉南区湯川新町４丁目19番10号
債務者　白石　孝夫
1　決定年月日時　平成26年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤井　　晋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月２日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１８９号
函館市港町１丁目24番６号　キャッスルミナト202
債務者　香川　正博
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　百合　拡泰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月14日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
函館地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１８７号
函館市西旭岡町２丁目50番地６
債務者　小松　秀幸
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第２３０２号
大阪市生野区鶴橋３―８―12　カーサ福翠207、住民票上の住所奈良県生駒郡安堵町大字東安堵965番地の１
債務者　松田　裕樹
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２３７５号
大阪府摂津市三島２丁目５番２―403号
債務者　黒木　　学
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２４０８号
大阪府八尾市東山本新町８丁目22番16―207号
債務者　ジュッチ　ニコラこと　ＧＩＧＬＩＵ　ＣＣＩ　ＮＩＣＯＬＡ
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２４０９号
大阪府八尾市東山本新町８丁目22番16―207号
債務者　永松喜久子
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２４１０号
大阪市住吉区苅田３丁目６番13―402号
債務者　永松マルコ
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２４７９号
大阪府吹田市津雲台２丁目１番Ｃ17―305号
債務者　古川　滉三
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２６１９号
大阪府東大阪市荒川２丁目28番19号
債務者　新井　英明
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２６７５号
大阪府枚方市村野東町51番20―101号、前住所大阪府枚方市甲斐田新町１番16号
債務者　山室正太郎
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２７３４号
大阪市生野区生野西１丁目３番11号
債務者　高田　栄子
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２７４６号
大阪府門真市上野口町22番14―201号
債務者　西川まゆみ
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２７６９号
大阪市西淀川区出来島３丁目２番13―105号
債務者　園田　修平
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部